

第三国定住による難民の受入れ事業の在り方に係る検討会の開催について

令和 8 年 2 月 13 日
難民対策連絡調整会議決定

- 1 我が国は、第三国定住による難民の受入れを実施しているところ、「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」（平成 26 年 1 月 24 日難民対策連絡調整会議決定）において、我が国に受け入れている第三国定住による難民の日本語能力、生活状況等について調査を行い、その調査結果等に基づき、適宜、難民対策連絡調整会議を開催し、将来的な受入れ人数や受入れ体制の在り方等について検討を行うものとされている。この検討に資するため、第三国定住による難民の受入れ事業の在り方に係る検討会（以下「検討会」という。）を開催する。
- 2 検討会の構成員は、難民対策連絡調整会議議長が指名する者とする。
- 3 検討会に座長及び副座長を置き、座長及び副座長は構成員のうちから難民対策連絡調整会議議長が指名する者とする。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 5 検討会の庶務は、出入国在留管理庁及び外務省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。